

沼田市保育所等物価高騰対策支援金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰等に直面している保育所等を運営する事業所等に対し、運営費用の一部を支援することにより、安定的な施設運営を確保するとともに、保護者に対する負担転嫁の防止を目的とする。

（対象施設）

第2条 沼田市保育所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給の対象となる者は、市内に所在する次に掲げる施設を運営する事業者とする。

（1）保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設をいう。

（ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に規定する認定こども園の認定を受けた施設を除く。）

（2）認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設

（3）地域型保育事業

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の市町村による確認を受けた法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

（4）認可外保育施設

児童福祉法第59条第1項に規定する施設（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）で、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設

（5）放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項に規定する施設

（支援金支給額）

第3条 支援金の支給額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内において支給するものとする。

（支援金の支給の条件）

第4条 この支援金の支給決定には、次の条件を付するものとする。

（1）令和7年4月1日から支援金の申請日までの間、対象施設において事業が行われていること。

（2）令和8年3月31日まで、対象施設において事業が継続することが申請日時点において見込まれること。

（3）令和7年度中において、物価高騰による給食費（放課後児童クラブにおいてはおやつ代）の影響分について、事業者が負担していること。

（申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援金の申請に係る書類を、令和7年12月26日までに市長に提出しなければならない。

（1）沼田市物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 支給対象施設において、前項に規定する期日までに申請を行わなかった場合は、支援金の受給を辞退したものとみなす。

(支給決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、「沼田市保育所等物価高騰対策支援金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)」により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、申請者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支給の取消しをした場合において、既に支援金が支払われているときは、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第9条 支援金の支給決定を受けた事業者は、支援金に係る書類を、支援金の支給決定を受けた日の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 この要綱による支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表 1

対 象 施 設		令和 7 年 1 0 月 1 日現在の 児童1人当たりの単価 ※一時預かり児童を除く
保 育 所 等	給 食（自 園 調 理）	1 0， 0 0 0 円
	給 食（自 園 調 理 以 外）	6， 0 0 0 円
放 課 後 児 童 ク ラ ブ		2， 4 0 0 円